

読者各位

この度は、「平成二十年度版・新版マンション管理六法」をご購読いただき誠にありがとうございます。誠に申し訳ありませんが、本書に次のとおり、記述の誤りがありました。謹んでお詫ひ申し上げ、訂正いたします。

発行 財団法人マンション管理センター 発売 株式会社新報社

ページ・位置	誤	正
p73 1 段目右四行目	平成十八年十一月十五日法律第百九号	平成十九年十一月二十一日法律第百三十一号
p86 3 段目左十一行目	第二十一条前段の定め	第二十一条前段の定め若しくは第二十三条第一項の定め
p86 3 段目左十行目	第二十四条第一項に規定する	第二十三条第一項又は第二項に規定する
p94 3 段目左四行目	(平成十八年十一月十五日法律第百九号)	(平成十九年十一月二十一日法律第百三十一号)
附則		
p94 3 段目左一行目	新信託法の施行の日	平成二十年一月一日
p95 1 段目右四行目	平成十九年十一月二十七日政令第百九十九号	平成二十年一月十一日政令第二号
p99 3 段目右一行目	(平成十九年十一月二十七日政令三百九十号) この政令は、平成二十年一月一日から施行する。	(平成二十年一月十一日政令第二号) この政令は、平成二十年一月十五日から施行する。
附則		
p111 1 段目右四行目	平成十九年四月一日法務省令第十五号	平成二十年一月十一日法務省令第一号
p114 1 段目右九行目	登記を除く	登記を除き、信託法(平成十八年法律第百八号)第二十条第二号に掲げる方法によつてされた信託による権利の変更の登記を含む
p114 3 段目左九行目	登記所において登記識別情報	登記識別情報
p114 3 段目左四行目	に定める者以外の	に定める者並びに同条第一項の代理人申請人申請人から登記識別情報を知ることの特に許された者に限る。(以外の)
p114 3 段目左二行目 のを以下に差し替へる。	送付の方法により登記識別情報を記載した書面の交付を求める場合には、申請人は、その旨並びに次項及び第五項の場合の区分に応じた送付先の別(第五項に規定する場合であつて自然人である代理人の住所にあつては、当該代理人の住所)を申請情報の内容とするものとする。	
p115 1 段目左十一行目	電子申請において、法第 十一条	法第 十一条
p115 1 段目左九行目	受けるべき者が、	受けるべき者(第六十二条第一項第一号に定める方法によつて通知を受けるべきものに限る。)が
p115 1 段目左一行目	書面申請において、法第 十一条	法第 十一条
p115 1 段目左二行目	受けるべき者が、	受けるべき者(第六十二条第一項第一号に定める方法によつて通知を受けるべきものに限る。)が
p116 2 段目左十一行目	当該法人の代表	当該登記義務者である法人の代表
p116 2 段目左九行目	日本郵政公社	郵便事業株式会社
p116 2 段目左七行目	又は配達	若しくは配達
p116 3 段目右十一行目	速達料	当該郵便物をこれと同一の種類に属する他の郵便物に優先して送達する取扱いの料金
p116 3 段目右十行目	速達の取扱ひ	当該取扱ひ
p116 3 段目右十四行目	速達に相当	当該取扱ひに相当
p124 1 段目左五行目	(平成十九年四月一日法務省令第十五号)	(平成二十年一月十一日法務省令第一号)
附則		
p124 1 段目左一行目	平成十九年四月一日	平成二十年一月十五日